

令和6年11月

お客さま各位

長岡信用金庫

## 各種手数料改定のお知らせ

平素は、長岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和6年12月2日（火）より、下記のとおり各種手数料を改定させていただきます。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1. 改定日

令和6年12月2日（火）

### 2. 改定内容

#### (1) 口座開設手数料の改定

		改正前	改正後
相続財産管理人・清算人口座開設手数料	1口座につき	1,100円	11,000円
破産管財人口座開設手数料	1口座につき	1,100円	11,000円

※ご不明な点がございましたら、窓口または営業担当者へお問い合わせください